	記者	発 表 (資料配布)	
月/日	所 属 名	電話	発 表 者 (担当班長)	その他の発表・配布先
12/23 (金) 14:00	阪神南県民センター 県民交流室 県民・産業振興課	06-6481-4618	阪神交流参事 和田 浩二 (室長補佐兼課長 新田 博史)	なし

阪神南地域における「交通死亡事故多発注意報」の発令について

阪神南地域では令和4年12月16日(金)以降、交通死亡事故が連続して発生し、令和4年12月22日(木)までの7日間で死亡者が3人発生する事態となっています。

「ストップ・ザ・交通事故」県民運動阪神南地域推進協議会(管内3市及び関係機関・団体で構成)では、管内住民に交通事故に対して一層の注意喚起をするため、「交通死亡事故多発注意報」を発令するとともに、関係機関と連携したキャンペーンを実施するなど、各種の広報・啓発活動に取り組むこととします。

1 緊急的に取り組む内容

- (1) 県民センター
 - ・ 交通死亡事故多発注意報の発令及び各種広報媒体への広報依頼
 - ・ 管内市、関係機関・団体(交通安全協会、自家用自動車協会、トラック協会、老人クラブ連合会、子ども会連合会、阪神南青少年本部、地域メディア等)への交通事故防止啓発等の協力依頼
 - ・ 懸垂幕掲示による注意喚起
 - ・ 公用車の夕暮れ時の早めのライト点灯
 - 庁内放送による啓発

(2) 警察

- ・ 交通死亡事故多発注意報発令の周知及び各種広報媒体への広報依頼
- ・ 赤色灯点灯走行による注意喚起と車載マイクによる交通事故防止の呼び掛け
- (3) 市、関係機関·団体
 - ・ 横断幕、のぼり等の掲出、広報車の運用による広報、啓発
 - · CATVや防災無線等の各種広報媒体の活用
- 2 緊急対策取組期間(交通死亡事故多発注意報発令期間)

令和4年12月23日(金)から令和5年1月3日(火)までの12日間

3 添付資料

- (1) 別紙1 令和4年12月16日(金)から令和4年12月22日(木)における阪神南地域の交通死亡事故の概要
- (2) 別紙 2 交通死亡事故多発注意報緊急啓発チラシ

(参考)

「交通死亡事故多発注意報」は、阪神南地域において7日間の交通事故死者累計が3人以上に達した場合に「ストップ・ザ・交通事故」県民運動阪神南地域推進協議会会長(阪神南県民センター長)が発令するものです。

管内での発令状況

.分。 令和 4 年 5 月 2 日 — 5 月 11 日 令和 2 年 10 月 27 日 — 11 月 5 日 平成 28年 8 月 25日 — 9 月 3 日 平成 28年 3 月 18日 — 3 月 27 日 平成 28年 1 月 4 日 — 1 月 13 日 平成 27年 12 月 14日 — 12 月 23 日 平成 26年 10 月 29 日 — 11 月 7 日 平成 23年 3 月 9 日 — 3 月 18 日